

通学の負担軽減策について

1 これまでの議論の経過

資料 5 及び資料 6 を参照。

資料 5 第 5 回検討会議の議事要旨

資料 6 関係指針の一部抜粋

2 検討会議での意見と方向性

(1) 公共交通機関の利用（無料乗車証の交付）の適用範囲は、築港 1～4 丁目を全て含めて一体で考えることができないか。

⇒ 意見を踏まえ、適用範囲については、教育委員会事務局で検討する。

(2) 公共交通機関は、バスと電車のどちらか一方のみか。両方はなしか。

⇒ バス（自宅最寄りバス停～地下鉄朝潮橋）、または、電車（大阪港～朝潮橋）のどちらかを選択できる予定である。

(3) 指針では、公共交通機関により難しい事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「自転車の利用」も検討するとなっている。

しかし、同地域は、昔と比べ、咲州トンネルができた 97 年以降、南港へ行くトレーラーの通り道で交通量が増加。海遊館へのバスも増加している。

最近の交通事情も考慮のうえ検討いただきたい。

⇒ 自転車の取り扱いについては引き続き、検討会議で議論する。

3 その他

(事務局提案)

- ・ 生徒及び保護者等を対象に、アンケートを実施してみてはどうか。

＜対象者案：築港中の在校生、港中の在校生(築港地域から通学中の方)、
築港小 6 年生の保護者等＞

例： 統合後の通学方法について、次のいずれを希望しますか？

なお、バス・電車の無料乗車証の適用や、自転車の利用許可は、制度検討中であり、現在のところ利用の可否は決まっておりません。

ア. 徒歩 イ. バス ウ. 電車 エ. 自転車